

今から始める キャッシュレス納付

税理士 酒井勇樹

■ キャッシュレス納付を利用してみましょう。

1. キャッシュレス納付のメリット

- ・ 自宅やオフィスから納付可能です。
- ・ PCやスマホで簡単に手続きができます
- ・ 現金の準備が不要です。

2. 「納付書」が郵送されなくなってきつつある

(1) 「納付書」の送付対象者が見直されています。

【国税庁HPより】

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、納付書を使用しない納付手段で納付した方などについては、納付書の事前の送付を取りやめております。

■ キャッシュレス納付を利用してみましょう。

《事前送付を行わないこととなる方》

- e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
 - ・ ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）
 - ・ 振替納税
 - ・ インターネットバンキング等による納付
 - ・ クレジットカード納付
 - ・ スマホアプリ納付
 - ・ コンビニ納付（QRコード）

(2)納付書で納付する際のお願い

【国税庁HPより】

納付書で納付する場合には、必ず税務署で用意した所定の納付書をご使用いただきますようお願いいたします。

既存の納付書をコピーしたものや、会計ソフトで作成し市販の用紙で印刷したものなどは、機械処理による情報の読み取りが正しく行えず、納付事実の確認に時間を要するなど、ご不便をお掛けする可能性があります。

⇒今後は「納付書」で納付するためには、最寄りの税務署に取りに行かなければなりません。

これを機に

キャッシュレス納付を始めてみましょう！！！！

国税・地方税キャッシュレス納付手段の紹介

国税・地方税のキャッシュレス納付手段として下の納付方法をご用意しています。
詳しくは、QRコード等からそれぞれの納付方法をご確認ください。

国税はこちら

地方税はこちら

振替納税 (口座振替)

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落としにより納付する方法です。



ダイレクト納付

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法です。



インターネット バンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。



クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」や「地方税お支払サイト」等から納付する方法です。



スマホアプリ 納付

【国 税】専用サイトから、利用するスマホ決済アプリを選択し、納付する方法です。
【地方税】スマホ決済アプリから、納付書のQRコード(eL-QR)等を読み取って納付する方法です。



振替納税

1.概要

振替納税とは、納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落としにより、国税を納付する手続です。

2.利用可能税目

- ◇ 申告所得税及び復興特別所得税
 - ・期限内に申告された確定申告（3期）分及び延納分
 - ・予定納税（1期、2期）分
- ◇ 消費税及び地方消費税（個人事業者）
 - ・期限内に申告された確定申告分及び中間申告分

3.利用可能額

制限なし

4.利用可能な金融機関

インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗ではご利用ができない場合がありますので、利用の可否については、あらかじめ取引先の金融機関へお問い合わせください。

なお、e-Taxにより依頼書の提出が可能な金融機関と預貯金口座の種類については「[オンライン提出利用可能金融機関一覧（振替納税）](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/furikae_kinyu.htm) (https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/furikae_kinyu.htm)を確認下さい。

5.オンライン提出の利用可能時間

e-TAXの利用可能時間内、かつ、ご利用される金融機関のシステムが稼働している時間。

振替納税

6.振替依頼書の提出

(1)オンライン (e-Tax) 提出

スマートフォンやタブレット、パソコンから、e-Taxソフト (WEB版) 個人の方にログインし、入力画面に従って必要事項を入力して、振替依頼書を送信してください。

(2)書面提出

振替納税をご利用される国税の納期限までに、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を作成の上、納税地を所轄する税務署又は振替依頼書に記載した金融機関へ提出してください。

(3)振替納付口座の変更・解約

税務署に依頼済の振替納税口座の変更を希望する場合は、新たに振替依頼書を提出してください。また、解約を希望する場合は、所轄の税務署へご連絡ください。

7.納付手続

振替納税を希望する国税の振替日を確認し、振替日の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。なお、振替納税による口座引落しができなかった場合は、法定納期限の翌日から延滞税がかかることとなりますので、預貯金残高や振替納税口座から他の公共料金等の引落しがないか等を必ずご確認ください。

振替納税

8. 留意点

- 手数料不要です。
- 領収証書発行されません。領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関の窓口で現金で納付してください。
- 振替納税をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、口座引落としから1週間程度かかる場合があります。

■ ダイレクト納付

1.概要

ダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続です。

2.利用可能税目

全ての税目

（ただし、送信データによりご利用できない税目があります。）

3.利用可能な金融機関、利用可能額(右図参照)

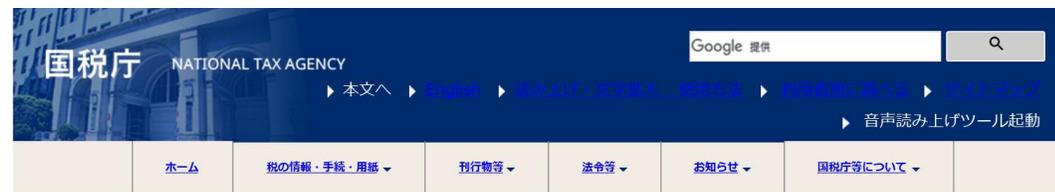
利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付）

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>

をご確認ください。

4.ダイレクト納付の利用が可能な時間について

ダイレクト納付の利用は、e-Taxの利用可能時間内であること、ダイレクト納付が利用できる各金融機関のオンラインサービス提供時間であることが必要です。(次ページ参考)



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [納税・納税証明書手続](#) / [納税証明書及び納税手続関係](#) / [銀行](#)

銀行

利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付）

令和6年9月2日現在

金融機関コード 金融機関名	届出書 提出方法	届出から利用 開始までのお よその日数 (土・日・祝 日等を除く)	取扱可能金額	利用可能預貯金種別 (利用対象者)	サービス稼働時間	同一金融機関にお ける 複数の預貯金口座 の利用
					メンテナンス等によ る停止時間	個人事業用口座の利 用
0001 みずほ銀行	オンライン (個人の方のみ)	5日程度	99,999,999,999 円以下	①普通、当座 (みずほダイレクトをご 契約済かつご利用口座を ご登録済みの個人のお客 さま) ②普通 (キャッシュカードをお 持ちの個人のお客さま)	24時間 土曜22:00~翌8:00 第1・4土曜3:00~ 5:00	○ ×

利用可能時間カレンダー

● 0:00 ~ 24:00
○ 8:30 ~ 24:00
✕ 終日メンテナンス

2024年10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ● *1	2 ●	3 ●	4 ●	5 ● *1
6 ○	7 ○	8 ●	9 ●	10 ●	11 ●	12 ✕
13 ✕	14 ✕	15 ●	16 ●	17 ●	18 ●	19 ✕
20 ✕	21 ○	22 ●	23 ●	24 ●	25 ●	26 ●
27 ●	28 ○	29 ●	30 ●	31 ●		

■ ダイレクト納付

5.自動ダイレクトについて

(1)概要

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日に自動的に口座引落としにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

(2)利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

(3)利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

(4)利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

ダイレクト納付

6. ダイレクト納付の手続きについて

別添 1 ダイレク納付(e-Taxによる口座振替)マニュアル 参照

■ インターネットバンキング等

1.概要

インターネットバンキング等からの納付手続とは、インターネットバンキングやATM等により国税を電子納付する手続です。

2.利用可能税目

全ての税目

ただし、納付手続方法によりご利用できない税目があります。詳しくは、電子納税の詳細 (https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki4_3.htm) をご確認ください。

3.利用可能な金融機関及び利用可能額

利用可能な金融機関「ペイジーが使える金融機関」 (<https://www.pay-easy.jp/where/>) をご確認ください。

4.利用可能時間

e-TAXの利用可能時間内、かつ、ご利用される金融機関のシステムが稼働している時間

5.納付手続

(1)インターネットバンキング等の口座開設

あらかじめ利用可能な金融機関をご確認の上、インターネットバンキング口座又はモバイルバンキング口座を開設してください。

(2)e-Taxの利用開始手続

事前に「e-Taxの利用開始手続 (e-Taxホームページ)」をしてください。なお、所得税徴収高計算書及び納付情報登録依頼の送信を利用する場合は、電子証明書は必要ありません。

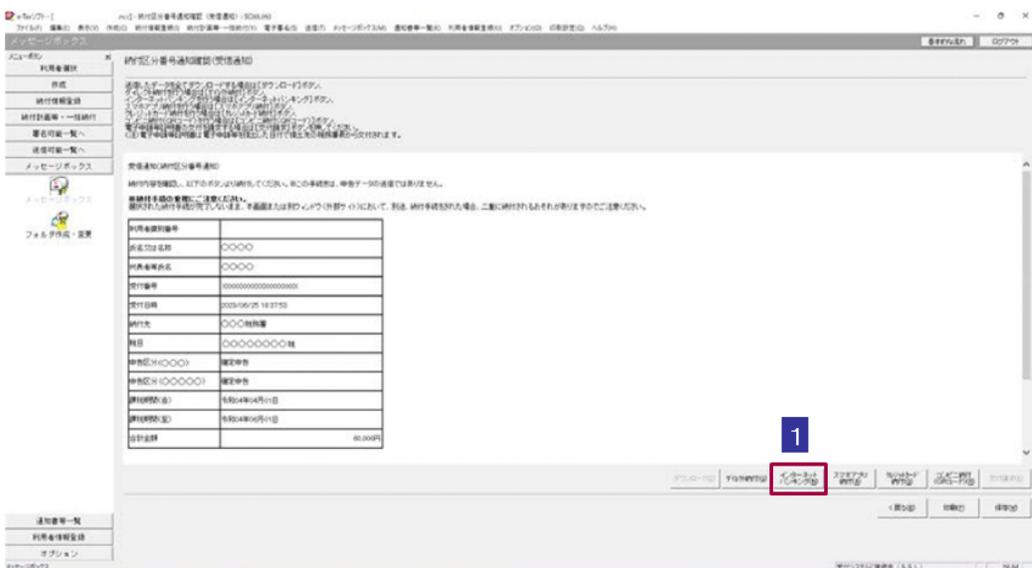
6. 納付手続

- ① e-TAXにて申告データ又は納付情報データの作成、送信
(e-Taxソフト操作マニュアル「電子納税を行う」(e-Taxホームページ) P351参照)
- ② メッセージボックスで納付区分番号通知の確認
- ③ 下記 (e-Taxソフト操作マニュアル「電子納税を行う」(e-Taxホームページ) P362~363)

手順

1. インターネットバンキング をクリックする
2. 金融機関のホームページにアクセスする

1 納付区分番号通知の画面で インターネットバンキング をクリックします。



サイト外リンク接続に係るお知らせが表示されます。



2 メッセージを確認し OK をクリックします。

金融機関を選択する画面が表示されるので、該当の金融機関を選択します。

3 金融機関のホームページ内の指示にしたがって、納付の手続を行います。

■ クレジットカード納付

1.概要

クレジットカード納付とは、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続です。

国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)

「国税クレジットカードお支払サイト」は国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

2.利用可能税目

全ての税目（ただし、一部の税目※については、「国税クレジットカードお支払サイト」から直接手続を行うことができません。）

3.利用可能な金融機関及び利用可能額

1度の手続につき、1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額（決済手数料含む）

4.利用可能時間

24時間（メンテナンス作業等でご利用できない時間が生じる場合があります。）
なお、e-Taxからアクセスする場合は、e-Taxの利用可能時間に限ります。

5.利用可能なクレジットカード

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD

クレジットカード納付

6.手数料

納付税額に応じた決済手数料がかかります。

納付税額	決済手数料（税込）
1円～10,000円	83円
10,001円～20,000円	167円
20,001円～30,000円	250円
30,001円～40,000円	334円
40,001円～50,000円	418円

以降も同様に10,000円を超えるごとに決済手数料が加算されます。

お支払いいただく決済手数料については、「[国税クレジットカードお支払サイト](#)」において、シミュレーション計算が可能ですので、ご活用ください。

7.納付手続

専用サイトへのアクセスインターネットの利用が可能なパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から、納付受託者が運営する「[国税クレジットカードお支払サイト](#)」(<https://kokuzei.noufu.jp/>)へアクセスします。

専用サイトでの納付（委託）手続「[国税クレジットカードお支払サイト](#)」での手続はクレジットカード納付手続の流れをご確認ください。

(参考)コンビニ納付

- 1.概要
コンビニ納付（QRコード）とは、自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、国税庁長官が指定した納付受託者（コンビニエンスストア）へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。
- 2.利用可能税目
全ての税目
ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。
詳しくは[\[コンビニ納付（QRコード）のQ&A\]](#)をご確認ください。
- 3.利用可能な
30万円以下
- 4.利用可能時間なコンビニエンスストア
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）
ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）
- 5.利用可能時間
ご利用されるコンビニにお問い合わせください。

(参考)コンビニ納付

6.留意点

- ・手数料無料
- ・領収書の発行なし。
- ・コンビニエンスストアの窓口での納付にクレジットカード、電子マネーはご利用できません。
- ・コンビニ納付をした後に納税証明書を請求した場合、納付受託者が委託を受けた国税の納付を行うまでの間（最大3週間程度）は、納税証明書にコンビニ納付が行われている旨が記載されます。

7.事前準備（QRコードの作成）

事前にQRコードを作成する必要があります。

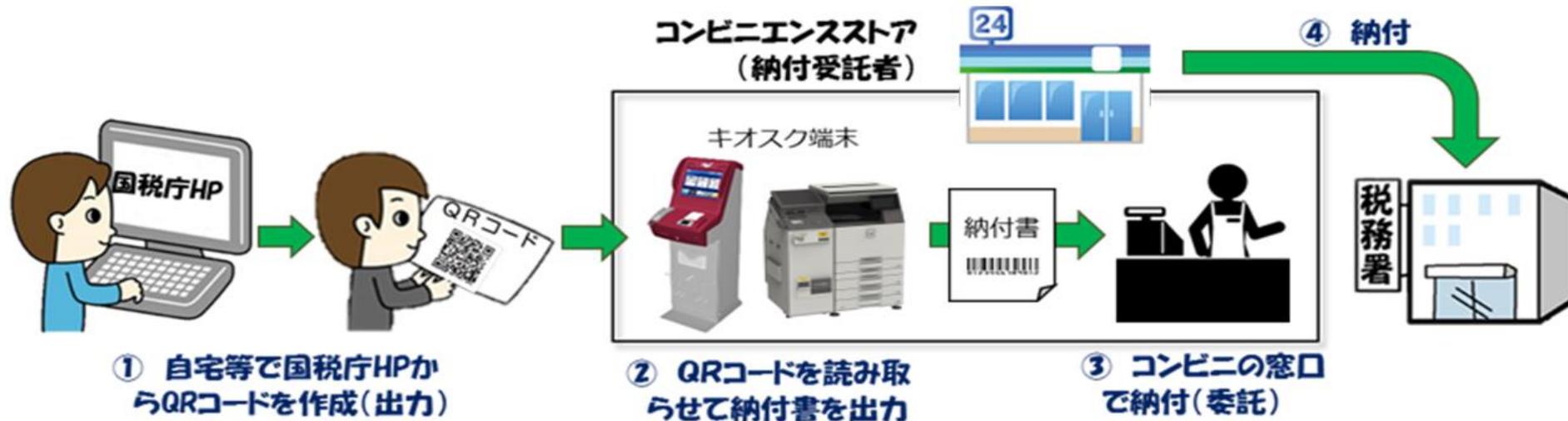
QRコードは、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」、「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」 ([コンビニ納付用QRコード作成専用画面 納付情報の入力 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#))及びe-Taxで作成することができます。

8. 納付手続（窓口での納付（委託）手続）

コンビニエンスストアのキオスク端末に事前に作成したQRコードを読み込ませると、バーコード（納付書）が出力されます。出力されたバーコード（納付書）に現金を添えてコンビニエンスストアの窓口で納付（委託）してください。

■ (参考)コンビニ納付

- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」(PDFファイル)をコンビニ店舗に持参
- ② いわゆるキオスク端末に読み取らせることによりバーコード(納付書)が出力
- ③ バーコード(納付書)によりレジで納付受託者に納付を委託する方法です。



まとめ

✓ 国税の納付書が届かなくなっている。

キャッシュレス納付を始めてみましょう！！！！

✓ キャッシュレス納付の種類

振替納税、ダイレクト納付、インターネットバンキング等納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付

✓ 納付期限に注意

⇒ 納付書が届かなくなるので、消費税の予定納税等の納付もれに注意

⇒ クライアントの納付方法によっては、電子申告等の手続が必要。

納付もれや、申告書・届出書の提出もれがないようにするため、クライアントごとに納付方法、納付の必要性の確認、届出書提出のチェックを行う必要がある。